

地方公務員法の一部を改正する法律案要綱

第一 配偶者同行休業

一 配偶者同行休業の承認

任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、三年を超えない範囲内において条例で定める期間、配偶者同行休業（職員が、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と、当該住所又は居所において生活を共にするための休業をいう。以下同じ。）をすることを承認することができる。（第二十六条の六条第一項関係）

二 配偶者同行休業の期間の延長

配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が一に規定する条例で定める期間を超えない範囲内において、条例で定めるところにより、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができ、当該延長は、特別の事情

がある場合を除き、一回に限るものとすること。（第二十六条の六条第二項から第四項まで関係）

三 配偶者同行休業の承認の失効等

- 1 配偶者同行休業の承認は、当該配偶者同行休業をしている職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該配偶者同行休業に係る配偶者が死亡し、若しくは当該職員の配偶者でなくなつた場合には、その効力を失うこと。（第二十六条の六条第五項関係）
- 2 任命権者は、配偶者同行休業をしている職員が当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなつたこと等を認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとすること。（第二十六条の六条第六項関係）

四 配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時の任用

- 1 任命権者は、配偶者同行休業の承認又は配偶者同行休業の期間の延長の申請があつた場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方針によつて当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、条例で定めるところにより、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において

、口に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができないこと。（第二十六条の六条

第七項関係）

イ 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

ロ 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、条例で定めるところにより、1の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができること。（第二十六条の六条第八項関係）

3 任命権者は、1の規定により任期を定めて採用された職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができます。（第二十六条の六条第九項関係）

第二 その他

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第二条から附則第五

条まで関係
(